

初動警察活動に関する訓令

[最終改正 令和6.3.8 京都府警察本部訓令第3号]

(趣旨)

第1条 この訓令は、京都府警察における初動警察活動の効果的な運用を図るため、必要な基本事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 初動警察活動

事件、事故その他の警察事象（以下「事案」という。）に即応した初期的な警察活動（認知した事案に応じた多種の警察力による、事案の認知から、当該事案の発生地等関係場所を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）若しくは当該事案の処理を担当すべき警察本部（サイバー対策本部を含む。）の主管課（以下「主管課」という。）が態勢を整えて対応を開始するまでの間又は現場に臨場した警察官により事案が処理され、管轄警察署及び主管課が態勢を整える必要がないと認めたときまでの間に行う応急的かつ一時的な警察活動をいい、その指揮に当たる通信指令を含むものをいう。）をいう。

(2) 警察車両等

京都府警察が使用する全ての車両、航空機及び船舶（水上オートバイを含む。）をいう。

(3) 執行隊等

機動警ら課、鉄道警察隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び警備第一課をいう。

(通信指令課長の権限)

第3条 通信指令課長は、警察職員及び警察車両等（以下「警察官等」という。）に対し、初動警察活動に関する必要な指揮を行う権限を有するものとする。この場合において、指揮できる警察官等は、警察通信に関する訓令（令和3年京都府警察本部訓令第4号）第3条第3号に規定する無線機器を使用して警察活動に従事する警察官等（現に緊急の用務又は中断できない業務に従事している警察官等を除く。）とする。

2 通信指令課長は、前項に掲げる初動警察活動に関する指揮について、通信指令官に行わせることができる。

3 前項の場合において、通信指令課長は、通信指令官に事故があるとき、又は通信指令官が不在のときは、地域警察運営に関する訓令（平成7年京都府警察本部訓令第1号）第44条の2第2項に規定する本部指令長（以下「本部指令長」という。）にこれを行わせることができる。

(通信指令課長等の責務)

第4条 通信指令課長は、初動警察活動に関する指揮を行うに際し、管轄警察署の長、主管課の長及び執行隊等の長との連携を密にして、司令塔としての責務を全うしなければならない。

2 通信指令業務に従事する者は、初動警察活動の司令塔の役割を果たすという強い使命感を持ち、初動警察活動を行う警察官等に対して的確な指令を行わなければならない。

(通信指令官等の任務)

第5条 通信指令官及び本部指令長（以下「通信指令官等」という。）は、通信指令課通信指令

室（以下「通信指令室」という。）が行う初動警察活動を監督するとともに、各所属が事案ごとに実施する初動警察活動に関して必要な指導を行うものとする。

- 2 通信指令官等は、被害拡大の防止及び犯人の検挙に向けた迅速かつ的確な初動警察活動を図るため、予告指令の発令（地域警察運営に関する訓令の運用について（平成7. 1. 18：7京地域第5号）の例規通達第7の2の（2）に規定する予告指令の発令をいう。）及び現場に臨場する警察官等に対する具体的な任務の付与を行うものとする。
- 3 通信指令官等は、初動警察活動の指揮に当たっては、運用する警察官等の所属の長又は当直に関する訓令（昭和46年京都府警察本部訓令第10号）第5条に規定する当直長及び同訓令第5条の2に規定する初動班長（以下「当直長等」という。）との緊密な連携を保持しなければならない。

（署指令長の任務）

第6条 地域訓令第44条の2第3項に規定する署指令長は、自所属が行う初動警察活動に係る通信指令に関して監督するとともに、通信指令室と連携し、必要な指令を行うものとする。

- 2 署指令長は、地域課長及び地域課課長代理又は統括係長（以下「地域課長等」という。）の指揮に基づき、現場に臨場させる自所属の警察官等に具体的な任務の付与を行い、現場に臨場した警察官等が実施した初動警察活動の経過及び結果について、速やかに通信指令課長に報告するものとする。
- 3 署指令長は、自所属だけでは迅速かつ的確な初動警察活動が困難であると判断した場合又は自所属以外の警察署の管轄区域内に影響を及ぼすおそれのある事案を認めた場合は、速やかに地域課長等の指揮を受け、通信指令課長に報告するものとする。

（現場指揮官）

第7条 通信指令課長は、初動警察活動を行うに当たり、早期に幹部による現場指揮が必要と認めるときは、管轄警察署の地域幹部若しくは当直長等、主管課の幹部又は執行隊等の幹部に対して、当該現場への臨場を指令し、現場に臨場した幹部のうちから、当該事案の現場指揮に最も適した者を現場指揮官に指定するものとする。

- 2 前項の規定により現場指揮官として指定された者は、通信指令官等及び署指令長と連携の上、現場に臨場し初動警察活動を行う警察官等を指揮するものとする。
- 3 通信指令課長は、指定した現場指揮官より上位の階級にある者が現場に臨場した場合は、現場指揮官をその者に変更することができる。この場合において、現場指揮官の変更があったときは、変更前の現場指揮官は、現場において実施した初動警察活動について、変更後の現場指揮官に引き継ぐものとする。
- 4 通信指令課長は、初動警察活動が終了したときは、現場指揮官の任を解くものとする。
- 5 前項の規定により現場指揮官の任を解かれた者は、当該現場において実施した初動警察活動について、通信指令課長が指定する管轄警察署の幹部又は主管課の幹部に引き継ぐものとする。

（現場連絡車）

第8条 通信指令課長は、初動警察活動を行うに当たり、現場からの情報収集を早期に行う必要があると認めるときは、現場に到着した無線自動車のうちから現場連絡車を指定するものとし、初動警察活動が終了するなど、その必要がなくなったときは、その任を解くものとする。

- 2 前項の規定により現場連絡車に指定された無線自動車は、現場指揮官及び現場に臨場してい

る他の警察官等と連携の上、現場の状況、追加情報等を収集し、直ちに通信指令課長に報告するものとする。

(主管課等との連携)

第9条 通信指令課長は、多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれがある事案その他の社会的反響の大きい重大な事案、大規模災害等を認知した場合は、主管課の長及び当該事案の関係課の長に対し、必要に応じて、通信指令室への幹部の派遣を求めるなどの方法により、当該事案の初動警察活動に必要な情報、意見、資料等を収集するものとする。

(初動警察活動に関する訓練等の実施)

第10条 警察本部長は、初動警察活動における事案対応能力の向上を図るため、初動警察活動に関する訓練又は通信指令に係る技能の検定若しくは競技会を実施するとともに、平素の訓練の成果を確認するものとする。

2 前項の初動警察活動に関する訓練又は通信指令に係る技能の検定若しくは競技会の実施に関する必要な事項は、地域部長が別に定める。

(初動警察活動に関する教養の実施)

第11条 警察署長、通信指令課長及び執行隊等の長（以下「警察署長等」という。）は、初動警察活動における事案対応能力の向上を図るため、所属職員に対し、初動警察活動の重要性及び通信指令に係る技能の教養を行うとともに、所属の実情に応じた初動警察活動に関する訓練を実施するものとする。この場合において、警察署長等は、自所属以外の所属で行われる当該訓練についても、所属職員を積極的に参加させるものとする。

2 警察署長等（警備第一課長を除く。）は、初動警察活動における事案対応能力の向上を図るため、通信指令に係る技能の検定及び競技会に部下職員を積極的に参加させるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年3月8日から施行する。